

根拠法令条項一覧

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の施行に伴う防衛省関係省令の整備に関する省令根拠法令条項

法令名	条項
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成１６年法律第１１３号）	第１４条第１項
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成１６年法律第１１６号）	第６０条
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成１６年法律第１１７号）	第９条第１項及び第３項、第１１条第２項及び第４項、第１３条第１項、第３項及び第４項、第１５条第２項、第１６条第１項及び第３項、第１７条第２項及び第３項、第１８条、第２１条、第６３条、第７４条第１項第１号、第８７条第１項及び第２項、第８９条、第１２１条第５項、第１３５条、第１３９条第２項並びに第１４３条
自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）	第１４２条及び第１４４条（同令第１４２条を準用）
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７８号）	第１条（自衛隊法施行令第１３６条第３項を準用）